

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

「空き家」問題 その3

1. 空き家の法整備

空き家の問題が、深刻な事態となっていましたこともあり、2015年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

この法律により、保安上危険な状態や衛生上有害となる状態、著しく景観をそこなっている状態、生活環境の保全に対して現状が不適切である状態など、適切な管理がなされていない空き家については、「特定空家等」に認定され、当該空き家の所有者に対して、市町村は段階的に改善を促す措置を講ずることができるようになりました。

2. 措置の始まりと流れ

先ず、行政の関与が必要と判断された空き家について、所有者の確認や立入調査などが行われることとなります。

その結果、「特定空家等」に該当すると判断された場合は、市町村から空き家の所有者に対して、改善を促す「助言」が行われます。

措置の流れについては、「助言」に始まり、次に「指導」、そして「勧告」、さらには「命令」と続き、最後に「行政代執行」となります。

次回に「特定空家等」と判断される基準についてお話しします。

